随意契約の状況			担	当	課水産課		
			契	約	日	令和6年11月15日	
物品名	契約の概要	契約期間			契約の相手方		契約金額 (税抜)
トラウトサーモン種苗	八雲町熊石サーモン種苗生産施設において生産したトラウトサーモン種苗 16,500尾を町から右記の者へ売却する もの。	令和6年11月15日~ 令和6年11月20日		_	二海郡八雲町熊石雲石町932番地1 合同会社 二海サーモン 代表社員 高 橋 聖 治		10, 675, 170円 (9, 704, 700円)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由							

熊石サーモン種苗生産施設において生産している種苗は、熊石地域における海面養殖用の種苗とすることを目的として生産していることから、事業の目的に照らし上記事業者を契約の相手方として選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。